平成３０年（フ）第１３号
千葉県鴨川市坂東805番地55
債務者　畠山　絢子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２９年（フ）第７１９号
川崎市麻生区東百合丘２丁目40番７－２号　ＶｉｌｌａＧｌａｎｚⅡ　107
債務者　金子　和恵（旧姓木谷）
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８５３号
川崎市高津区久末23番地　久末西住宅　３－206
債務者　中嶋　和則
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第９２号
川崎市中原区下小田中１丁目20番４－703号
債務者　安藤　竜也
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１２９号
川崎市中原区下新城３丁目８番４号　サンテラスちどり　203
債務者　木下　純子
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１３４号
川崎市高津区久末1600番地　明石穂団地１－15
債務者　小出みちよ
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１８０号
川崎市多摩区菅６丁目４番17―101号
債務者　菅原　義則
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２０２号
川崎市高津区下作延２丁目５番43―403号　アールエービル
債務者　大久保忠明
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１０９号
名古屋市港区当知４丁目1501番地　当知西荘４棟505号
債務者　神谷弘見子
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４４２号
名古屋市天白区平針２丁目1502番地　アスパイア平針　904号
債務者　佐々木夏樹
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４５４号
愛知県尾張旭市北原山町六田池2114番地１、従前の住所愛知県瀬戸市瀬戸口町53番地　アムールファミリエ　101
債務者　上久保佳子（旧姓黒神）
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第８０号
愛知県蒲郡市三谷町鳶欠12番地９
債務者　久保　孝広
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月９日午後１時50分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第８６号
愛知県田原市神戸町ヤンベ148番地３、住民票上の住所愛知県豊橋市町畑町字森田38番地47
債務者　峰野あさみ
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第１４７６号
大阪府池田市旭丘２丁目７番11号、住民票上の住所大阪府池田市石橋４丁目15番１―403号
債務者　永瀬　祥子（旧姓小野瀬）
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７８０号
大阪府豊中市利倉西２丁目13番16―111号
債務者　阪本　理司
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３０号
静岡県浜松市天竜区二俣町二俣451番地の２　ルトボアチュール　200号室、前住所静岡県袋井市堀越1426番地の21
債務者　勝野　大介
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係